

第4回長崎県県庁舎整備懇話会資料

建設予定地に関する過去の検討状況

1	長崎県県庁舎建設懇話会の提言（平成8年5月）……………	1
2	県議会県庁舎建設特別委員会の委員長報告（平成9年2月）…	9
3	前知事の表明（平成9年9月）……………	11
4	県庁舎予定地の整備にかかる議決等の状況 ……………	17

# 長崎県県庁舎の建設に関する提言

平成8年5月17日

長崎県県庁舎建設懇談会

## 提言にあたって

長崎県県庁舎建設懇談会は、知事の要請を受けて、長崎県庁舎の建設にあたって、その基本的事項について意見を述べるため、24名の委員をもって、平成6年12月1日に設置された。

本懇談会は、現在の県庁舎の現状にかんがみ、「新しい県庁舎は、21世紀における県政推進の中枢にふさわしく、また、県のシンボルとして県民に親しまれるものとする必要がある。」ということ念頭におきながら、全体会議である懇談会を4回、専門会議である小委員会を6回開催し、県民としての意見や、まちづくりの専門家としての意見、などを交えて幅広く検討を行った。

協議の過程では、新しい県庁舎の建設にあたっての基本的な事項、1. 県庁舎のあるべき姿、2. 県庁舎に必要とされる規模、3. 県庁舎として備えるべき機能、4. 県庁舎として望ましい建設場所、5. その他、県庁舎の建設に関し必要な事項、について終始活発な論議が展開されたところである。

その結果、各委員の熱意と努力により、本懇談会としての協議が整い、ここに提言として取りまとめることができた。

本懇談会は、新しい県庁舎の建設にあたって、知事が「基本構想」を策定するにあたり、この提言の趣旨及び内容を参考にいただき、新しい時代にふさわしい県庁舎の建設に取り組まれることを希望するものである。

平成8年5月17日

長崎県県庁舎建設懇談会

会長 荒木大麓

## 長崎県県庁舎建設懇談会委員名簿

	氏 名		職 名 等
会 長	荒 木 大 麓 (小)		県都市計画地方審議会会長
副会長	石 野 治 (小)		長崎総合科学大学学長
委 員	伊 藤 一 長		県市長会会長
"	稲 富 英 子 (小)		県私立学校審議会会長
"	上 田 喜志子		県地域婦人団体連絡協議会会長
"	小 川 雄一郎		(株)長崎新聞社代表取締役社長
"	神 近 義 邦 (小)		川竹行(株)代表取締役社長
"	坂 本 卓 也 (小)		長崎青年会議所副理事長
"	竹 下 輝 和 (小)		九州大学工学部教授
"	辻 田 徹		(株)親和銀行取締役頭取
"	妻 野 海 郎		NHK長崎放送局局長
"	中 尾 郁 子		福江市議会議員
"	野 崎 元 治		(株)十八銀行取締役頭取
"	萩 雄 二		連合長崎会長
"	原 口 和 彦 (小)		県青年団連合会会長

委員	部原政夫	県漁業協同組合連合会会長
〃	堀池秀人(小)	建築家・県都市プロジェクト顧問
〃	松田晴一	県商工会議所連合会会長
〃	松本博(小)	松早石油㈱代表取締役社長
〃	宮島混	県農業協同組合中央会会長
〃	吉田安親	県町村会会長
( 〃	石本貞雄	県農業協同組合中央会会長 )
( 〃	石本順之助	県議会議員 )
( 〃	犬束洋志(小)	県道路公社理事長 )
( 〃	榎熊獅	県市長会会長 )
( 〃	城戸智恵弘	県議会議員 )
( 〃	高平米雄	県町村会会長 )
( 〃	野田 郷	県市長会会長 )
( 〃	広川 豊	県議会議員 )
( 〃	松田正民	県議会議員 )

以上延べ30名、50音順、敬称略  
職名については就任時のもの  
( )は中途退任された委員  
(小)は小委員会委員

# 目 次

I.	県庁舎のあるべき姿	1
II.	県庁舎に必要とされる規模	1
III.	県庁舎として備えるべき機能	2
IV.	県庁舎として望ましい建設場所	2
V.	その他、県庁舎の建設に関し必要な事項	3

## I. 県庁舎のあるべき姿

新しい県庁舎のあるべき姿の基本理念を次のとおりとする。

1. 長崎県の豊かな歴史と美しい風土に調和し、県のシンボルとしてふさわしく、県民に親しまれる庁舎であること。
2. 高齢化、国際化、情報化が進展していくなかで、新たな行政需要とインテリジェント機能等の変化に対応できる柔軟性を備えた庁舎であること。
3. 優れた防災機能を備えるとともに、災害時に防災拠点として機能する庁舎であること。
4. 県民が利用しやすく、業務が効率的におこなえる庁舎であること。
5. 合理的な耐久性の確保および省資源・省エネルギーに配慮した庁舎であること。
6. 周辺の都市環境整備に寄与できる庁舎であること。

## II. 県庁舎に必要とされる規模

新庁舎の建設規模（概数）としては、次のとおり想定する。

	行政棟	議会棟	警察棟	合計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
執務面積	60,000	12,000	20,000	92,000

車庫、駐車場については別途、必要数を検討し確保すること。

### Ⅲ. 県庁舎として備えるべき機能

#### 1. 県民交流の機能

県民が行政を、生活のなかでいつでも利用できるような機能を整備する。

#### 2. シンボル機能

「長崎県らしさ」を風格豊かに表現する県のシンボルとして整備する。

#### 3. 防災拠点機能

建物の安全性と良好な執務環境を保持し、防災センターとして、災害発生時等に危機管理が適切に執行できる機能を保持する。

#### 4. 行政事務執行機能

高度化・多様化する行政ニーズに対応し、的確・迅速な業務遂行のためOA・情報関連の施設・設備を配置し、県行政の中核としての機能が発揮できるよう整備する。

### Ⅳ. 県庁舎として望ましい建設場所

新県庁舎の建設場所については、「現在地」を基本とするが、魚市跡地や行政区域を越えて新たな発想をすべきなどの議論もあり、県民の理解を得るため、警察棟の建設場所や仮庁舎の問題、さらに建設コスト等の問題を含めて、十分なる検討を加えて決定されることを希望する。

## V. その他、県庁舎の建設に関し必要な事項

1. 行政需要の変化にあわせて、部屋の面積を調整できるフレキシブルなものにする。
2. 職員には文書管理の意識改革をおこなう。
3. 高齢化社会や身体の不自由な方に十分な配慮をした庁舎とする。

## 県庁舎建設特別委員会 委員長報告

(平成9年2月24日)

県庁舎建設特別委員会の活動状況について御報告申し上げます。

本委員会は、県庁舎等建設を付議事件として平成8年第1回定例会において設置され、本日までに7回の委員会審議と3回の委員会視察を実施してまいりました。

当委員会は、県民から選ばれた県民の代弁者としての立場を明確にしながら、県勢活性化のシンボルであり、県民の期待にこたえることのできる最もふさわしい庁舎として、その建設場所、あるべき姿、規模、機能等々について県民が望む多様な要望を最大公約数として集約することとして、終始論議を重ねてまいりました。

個々の活動につきましては、その都度、前会報告書により報告しており、先日の全議員総会でも審議経過を報告したところでありますが、その後委員会を開催し、最終の意見を取りまとめましたので、御報告申し上げます。

まず、建設場所についてでございますが、長崎市の長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占めましたが、諫早市の県総合農林試験場や大村市の入国管理センター跡地を含む県運転免許試験場を建設候補地として推す意見もありました。

地域的に、長崎市は県政の拠点として長い歴史があり、国の行政機関や民間オフィスが集積していることなど都市基盤が整い、人口も集中しているので優位であるという意見がありました。

さらに、長崎市の建設候補地を検討した場合、現在地は、地盤が堅牢なため災害に強いので望ましいという考え方もありましたが、土地が狭隘で、新庁舎建設にあたり仮庁舎が必要なために、執務環境や行政サービスの低下を招くことになるので適当ではなく、これに対して長崎魚市跡地は、埋立地のために液状化を心配する向きもありますが、防災工事を施すと建設が可能であり、また、長崎駅周辺を含めた地域の発展を考えると、この地の方が望ましいということで大勢の意見となりました。

一方、県央地域は、長崎県全体を考えたときに、県下各地域からの交通の利便性に優れ、土地にも余裕があり、将来的に歴史や文化をつくっていくことに適しているので、諫早市や大村市を建設候補地として推す意見もありました。

次に、県庁舎のあるべき姿、規模、機能についてでございますが、県庁舎は、県民のニーズにこたえ、高度情報化社会や国際化に対応した情報発信の役割を担うインテリジェント機能を有し、長崎の伝統やイメージにあった文化性の高いシンボリックな、県民に親しま

れる建物であるべきであり、また、防災機能を有し、行政棟、議会棟及び警察棟の三棟を同一敷地に配置し、県民が利用するスペースや駐車場の敷地を十分にとったものであるべきという論議が交わされました。

最後に、財源と建設の時期についてでございますが、建設場所の結論がまとまり次第、早急に取りかかるべきであるとの意見がある一方、多額の費用を要するために、昨今の経済情勢や施策の優先順位などを総合的に勘案してから着工するべきではないかとの意見もありました。

以上、県庁舎建設特別委員会の報告といたしますが、知事におかれましては、今後策定される県庁舎建設の基本構想に反映されるようお願いいたします。

## 平成9年第3回定例県議会 知事説明

(平成9年9月16日)

### (新県庁舎の建設)

県庁舎については、現在の本庁舎が昭和28年、警察本部が昭和29年に建設されて以来、行政需要の増大などにより狭隘化し、今日においては、庁舎が八カ所に分散されるなど行政の効率的な推進と県民に対する行政サービスの向上を図る上で、様々な支障を来しております。

このため、昭和59年8月、庁内に「庁舎建設検討委員会」を設置したのを初め、平成6年12月には新庁舎の建設理念、規模、建設場所等について、広く県民の意見を反映させるため、民間の有識者の方々に構成する「長崎県県庁舎建設懇談会」を設置し、昨年5月に御提言をいただいたところであります。

一方、県議会におかれても、昭和60年7月、議会運営委員会内に小委員会を設置されたことを初め、平成8年2月には「県庁舎建設特別委員会」を設置し、御審議の結果、本年2月に委員長報告を出されるとともに、新たに新行政システム等特別委員会でも議論を深めていただいております。

さらには、関係市町村長や議長からも陳情や意見書をいただいております。

このような御提言、御意見や各種調査などを踏まえ、総合的に検討した結果、新庁舎の建設場所は、長崎市尾上町の魚市跡地が最適であるとの結論に達しました。なお、建設時期・規模等については、今後、県議会を初め県民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めることとなりますが、国の財政構造改革の趣旨に沿った財政運営が求められていることもあり、その集中改革期間（平成10年度から平成12年度）後に、財政状況等を勘案しながら判断していくことが適当であると考えております。

21世紀における県政推進の中枢にふさわしく、また、県民に親しまれる県庁舎が建設できますよう、県議会を初め県民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。



## 新庁舎の建設について（知事記者発表要旨）

平成9年9月16日

新県庁舎の建設については、現在の本庁舎が昭和28年、警察本部が昭和29年に建設されて以来、行政需要の増大などにより狭隘化し、今日においては、庁舎が8か所に分散されるなど行政の効率的な推進と県民に対する行政サービスの向上を図るうえで、様々な支障を来しており、県議会においても昭和59年ころから、庁舎問題について論議がなされてまいりました。

このような状況を踏まえ、県としても、新県庁舎の建設について検討をはじめることとし、昭和59年8月に関係課長で構成する県庁舎建設検討委員会を設置しました。その後昭和60年10月の行財政改革大綱により庁舎等の施設の新増設が当分の間凍結となりましたが、基金の造成は行うこととし平成元年3月県庁舎建設整備基金条例を制定しました。平成3年6月から検討委員会を再<sup>開</sup>会しましたが、平成3年の雲仙普賢岳噴火災害に伴い建設の検討を延期することとしました。

平成6年12月には関係部長等で構成する県庁舎建設委員会を設置するとともに、新庁舎の建設理念、規模、建設場所等について、広く県民の意見を反映させるため、民間の有識者の方々に構成する長崎県県庁舎建設懇談会を設置し、昨年5月にご提言をいただいたところであります。

この間、県議会でも昭和60年7月議会運営委員会内に小委員会を設置したのをはじめ本会議や委員会で終始熱心な論議を重ねていただくとともに、平成8年2月には県庁舎建設特別委員会を設置され、9回にも及ぶ委員会での審議結果を今年2月に委員長報告として伺ったわけであります。さらに、新行政システム等特別委員会におきましても議論を深めていただいております。

また、長崎市、諫早市、大村市の各自治体や議会からは、建設場所について強いご要望を頂戴いたすとともに、43市町村の議会からは、意見書もいただいております。

新県庁舎建設については、先に述べたように、県議会、関係自治体はもとより県民の方々の感心も高く、また、長年にわたり議論されてきております。私は、これまで議会において、「建設の時期は別として、建設の場所は地域の街づくりにとっても重要な問題であるので、できれば年内にも明らかにしたい」と申し上げてきました。

このため、これまでのご提言、ご意見や各種調査等を踏まえ、総合的な検討を進めてきた結果、次のような結論に達しましたので、その要点を発表させていただきたいと存じます。

## 第1. 新庁舎の建設場所

- (1) 新庁舎の建設場所については、総合的に検討した結果、別紙「魚市跡地を選定した主な理由」のとおり、長崎市尾上町の魚市跡地が最適であるとの結論に達しました。
- (2) 魚市跡地内の漁港施設機能は維持存続させ、都市計画道路浦上川線（南々伸）は魚市跡地北側進入ルートとし事業推進を図ります。
- (3) 魚市跡地の形状を整形し、土地の有効利用を図るため、三角水域の一部の埋め立てを行います。なお、これによる埋立相当分の緑地を県民が憩い、海と親しむ場とすることが可能となります。

## 第2. 建設の時期・規模等

建設時期・規模等については、今後、県議会をはじめ県民の皆様のご意見をうかがいながら検討を進めることとなりますが、国の財政構造改革の主旨に沿った財政運営が求められていることもあり、その集中改革期間（平成10年度から平成12年度）後に、財政状況等を勘案しながら判断していくことが適当であると考えております。

ただし、今後の事務として、基本構想・基本設計のための基礎的調査、魚市跡地既存施設への対応、現庁舎跡地利用の検討等については、順次進めていきたいと存じますが、規模・機能等については、集中改革期間以降に策定される基本構想の中で明らかにしてまいります。

以上、新県庁舎建設について考え方をご説明いたしました。

新県庁舎が、21世紀における県政推進の中枢にふさわしく、また、県民に親しまれますよう、県民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

## 魚市跡地を選定した主な理由

1. 都市機能、社会基盤が高度に醸成されており、官公庁が周辺に集積していること。
2. 人口集積が高いこと。また、公共交通機関（鉄道、航路、バス等）も高度に整備されていること。
3. 行政棟、議会棟、警察棟の3棟が同一敷地に建設可能であること。なお、三角水域の一部埋め立てについては、土地の有効利用の為の整形的埋め立てであり、また埋め立て相当分の緑地を県民に開放することが可能となること。
4. 十分な駐車場を確保できること。
5. 敷地の大部分が県有地であること。
6. アーバンルネッサンス構想の中での重要地域であり、構想全体の推進にも繋がると考えられること。
7. 長崎駅と近い位置にあり、駅部の再開発の推進にも繋がると考えられること。
8. 現在地よりの移転となるが、行政区域内での移転で、移転距離約900mと極めて近いこと。
9. 海洋県長崎らしい海に面した明るいイメージの県庁舎建設が期待できること。
10. 地震等の防災対策については、必要に応じた地盤改良、構造設計等により十分な対応が可能であること。（別紙2「県庁舎候補地地質調査結果比較一覧表」）

県庁倉庫補地地質調査結果比較一覧表

地区	地質状況	支持地盤	地震に対する地盤の特色
現在地	<p>(注1) ①地表部は厚さ2~4m程度の砂礫を主体とする埋土 (注2) ②GL-2~4m 付近の浅所からは、N値50回以上の凝灰岩が分布。</p>	<p>①N値50回以上の凝灰岩が支持地盤として適当で、ほぼ平坦。</p>	<p>①低尾根部に位置し、地下水位は、ほぼ岩盤表層にあるため、液状化の可能性はない。 (注4)</p>
魚市跡地	<p>①埋立地でGL-10m付近まで埋土が分布。 ②これ以深、軟弱粘土層や砂層、砂礫層が分布。 ③基盤は凝灰岩でGL-20m付近から分布。</p>	<p>①N値50回以上の凝灰岩が支持地盤として適当で、ほぼ平坦。 ②この凝灰岩は上記現在地の凝灰岩と連続した地盤と考えられる。</p>	<p>(注6) ①水平加速度が150Gal(加)では、液状化の可能性は低い。 (埋積層は全部で8層で、うち5層は液状化しない。可能性のある3層についても、層厚が薄く、分布が局部的で連続性に欠ける等の理由により可能性は低い。)</p>
総合農林試験場	<p>液状化に関する専門家(公的機関)の意見 井合 進 運輸省港湾技術研究所地盤震動研究室長 大槻正紀 水産庁水産工学研究所漁港施設研究室長</p>	<p>液状化の可能性は低い。ただし、安全を見込んで必要な地盤改良を行うことが望ましい。 同意見</p>	<p>①丘陵地の斜面末端部に位置するため、地下水位は、かなり深いものと考えられ、液状化の可能性は非常に低い。</p>
運転免許試験場	<p>(注7) ①地表部は崖錐堆積物が分布。 ②崖錐層の層厚は比較的薄いと推定される。</p>	<p>①支持地盤は第三紀層の砂岩等で浅くから分布し、良好な地盤面をなす。</p>	<p>①扇状地性の礫の大きな砂礫層主体であることから、可能性は非常に低い。</p>
	<p>①扇状地堆積物の砂礫層が、地表部からGL-20~30m以深まで連続して分布。 ②これ以深の地層分布は不詳で、岩盤の分布深度はGL-40~50m以深と推定。</p>	<p>①岩盤が深いことから、地表部に近い砂礫層が考えられるが詳細調査を要する。</p>	

(注1) 砂礫：砂と礫(一般的な石ころ)とで構成される地層。  
 (注2) GL：地表面を示す。GL-10mは地表面下10mの意味。  
 (注3) N値：地盤の相対強度を示す指標で、サンプレーヤーと称される器具を30cm貫入させた時の打撃回数。  
 (注4) 液状化：水で飽和した砂地盤は、地震などの震動により、急に泥水のような液体状態に変化することがある現象をいう。  
 (注5) 凝灰岩：火山噴出物の一種で、火山灰や溶岩の碎屑物が固化した岩盤。  
 (注6) Gal：地震時の水平加速度の単位。980Galは1G(重力)を示す。  
 ①150Galは長崎地区の最大加速度基準値(財)沿岸開発技術研究所(財)による(150Galは震度5の範囲内)  
 ②679年から1996年までのデータ(宇佐美(東大教授)リスト等)によると長崎市における地震の発生は100Gal(震度5の範囲内)が最高で100Galを越える地震は発生していない。  
 ④1924年(気象庁によって全県的に地震観測記録が残るようになった年)1924年以降72年に長崎市で観測された地震は震度3(8~25Gal)が最高である。  
 (注7) 崖錐堆積物：斜面下部に堆積した崩壊土。一般に粘土質の砂礫が主体

## 県庁舎予定地の整備にかかる議決等の状況

### 1 県議会及び長崎市議会での議決等

- 平成元年3月 「長崎県県庁舎建設整備基金条例」の議決
- 平成9年2月 「県庁舎建設特別委員会」の委員長報告  
「長崎魚市跡地を建設候補地とする意見が大勢を占める。」
- 9月 本会議での前知事表明  
「総合的に検討した結果、新県庁舎の建設場所は、長崎魚市跡地が最適であるとの結論に達した。」  
本会議及び総務委員会において審議
- 平成16年3月 県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許出願に関して、長崎市議会が「支障ない旨の意見」を議決  
(同年4月、長崎市長より埋立同意の回答)
- 平成17年12月 計画変更に伴う、県庁舎用地等を目的とした長崎魚市跡地の公有水面免許出願に関して、長崎市議会が「支障ない旨の意見」を議決  
(同月、長崎市長より埋立同意の回答)

### 2 関係予算の議決

- 平成11年度～ 毎年度、県議会において関係予算案を審議・議決

上記のほか、県議会本会議（一般質問）及び総務委員会において質疑が行われた。